

令和 8 年度（2026 年度）熊本市観光統計調査業務委託 基本仕様書

1 業務名

令和 8 年度（2026 年度）熊本市観光統計調査業務

2 業務の目的

本市では、「熊本市観光マーケティング戦略（令和 6 年（2024 年）3 月策定）」において、市場調査に基づく施策の検討・検証を行うこととしている。

本業務は、観光に関する各種統計データの収集、整理、集計及び分析を行い、「令和 8 年熊本市観光統計」を作成するものである。これにより、本市を訪れる観光客のニーズや行動特性、観光動向等を的確に把握し、観光施策の企画・立案・評価に資する基礎資料とするとともに、本市における観光産業の持続的な発展に寄与することを目的とする。

3 履行場所

委託者の指定する場所

4 履行期間

契約締結日から令和 9 年（2027 年）3 月 31 日まで

5 業務内容

(1) 観光統計データの収集及び整理

ア 調査対象期間

令和 8 年（2026 年）1 月 1 日から令和 8 年（2026 年）12 月 31 日まで

イ 観光施設利用状況

- ・熊本市内観光施設の入込客数
- ・観光案内所利用状況

ウ 宿泊関連データ

- ・延べ宿泊者数（国内・海外）
- ・外国人延べ宿泊者数（国籍・地域別）
- ・市内宿泊施設における定員稼働率、客室稼働率
- ・修学旅行宿泊者数

エ 交通関連データ

- ・熊本空港利用客数
- ・船舶利用客数
- ・熊本城周遊バス利用状況

オ その他観光関連データ

- ・国、県及び関係機関が公表する観光統計
- ・観光関連団体が保有する観光関連データ

- ・観光消費額に関するデータ

(2) 調査手法等に関する協議・調整

受託者は、業務着手後速やかに委託者と協議を行い、観光統計データの収集方法、使用データ、集計方法及び分析手法等について整理のうえ、調査実施方針を作成すること。

特に次に掲げる事項については、委託者と十分に協議し、双方合意のうえ実施すること。

- ・観光統計データの収集方法及び収集対象
- ・委託者が保有する観光関連データの提供内容、提供方法及び活用方法
- ・国、県及び関係機関が公表する統計データの収集及び整理方法
- ・観光消費額の算出方法、使用する基礎データ及び推計手法
- ・統計項目の集計方法及び分析手法
- ・その他、本業務の実施に必要な事項

なお、委託者は、受託者による調査・分析に必要な観光関連データについて、保有する範囲内で提供するものとし、受託者は提供されたデータを活用して統計の作成及び分析を行うものとする。

また、観光消費額の算出に当たっては、使用する統計データ及び推計手法の根拠を明確にするとともに、委託者と協議のうえ算出方法を決定すること。

(3) 観光統計の集計及び分析

収集したデータを用いて統計項目を作成し、次の観点から分析を行うこと。

ア 基礎統計の作成

- ・観光客入込数
- ・延べ宿泊者数
- ・外国人宿泊者数
- ・宿泊施設稼働率
- ・観光消費額
- ・交通利用状況
- ・その他観光関連指標

イ 観光動向分析

- ・前年比及び過去の推移分析
- ・国内及び外国人観光客の動向分析
- ・市内主要観光施設の傾向分析
- ・熊本市観光の特徴及び課題等の整理
- ・災害、社会情勢その他外部要因が観光に与える影響分析

(4) 独自提案

受託者は、本業務の目的達成及び統計調査の付加価値向上に資する内容について、独自提案を行うことができる。

【独自提案例】

- ・統計精度向上のための分析手法
- ・人流データ、位置情報データ等の活用
- ・新たな観光動向把握手法の活用
- ・オープンデータやデジタルデータの活用
- ・熊本市観光マーケティング戦略に有効な分析手法
- ・その他、本市観光施策に有益な提案

(5) 観光統計資料の作成

(3) 及び (4) の結果を基に、グラフ、図表等を用いて分かりやすく整理し、次の成果物を作成すること。

ア 令和 8 年熊本市観光統計

観光統計データ及び分析結果を取りまとめた報告書

イ 令和 8 年熊本市観光統計（概要版）

主要指標、特徴的な観光動向及び分析結果のポイントを簡潔にまとめた概要資料

6 成果品の提出

受託者は以下の成果品を提出すること。

(1) 令和 8 年熊本市観光統計

- ・A4 判
- ・カラー印刷
- ・製本版 5 部
- ・電子データ一式（PDF 及び編集可能データ）

(2) 令和 8 年熊本市観光統計（概要版）

- ・A4 判
- ・製本版 5 部
- ・電子データ一式（PDF 及び編集可能データ）

(3) 分析データ

- ・各種集計データ
- ・グラフ及び図表の作成元データ
- ・分析に使用した加工データ（提出可能な範囲）

7 留意事項

- (1) 本業務の成果品に係る著作権その他一切の権利は、原則として熊本市に帰属するものとする。
- (2) 受託者は、業務を円滑に遂行するため、適宜、業務の進捗状況を委託者へ報告するとともに、必要に応じて協議及び確認を行いながら業務を進めること。
- (3) 調査及び分析に当たっては、関係法令を遵守するとともに、使用した統計手法、計算根拠、参考文献、外部資料及びデータ出典を明確に示すこと。
- (4) 受託者は、本業務の遂行により知り得た情報について、契約期間中及び契約終了後に

においても秘密を保持し、第三者へ漏えいしてはならない。

- (5) 成果品の納品に先立ち、受託者は委託者に対して調査結果及び分析内容について説明を行い、承認を得たうえで納品すること。
- (6) 本仕様書に定めのない事項又は本仕様書の解釈に疑義が生じた場合は、委託者及び受託者が協議のうえ決定するものとする。